

社会福祉連携推進法人で何をする？ ～制度開始から約8ヵ月、小規模法人の課題解決に向けて～

【ようやく制度としてスタート】

10年ほど前から議論されてきた社会福祉連携推進法人制度が令和4年4月1日から施行されました。制度が開始されてから約8ヵ月が経過し、令和4年11月現在、全国で6法人の運営となっています。

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法の一部を改正する法律」が公布され、同法に基づき「社会福祉連携推進法人」制度が創設されることとなりました。社会福祉連携推進法人は地域共生社会の実現に向けて、地域ニーズに対応した新たな取組みの創出と、その担い手となる福祉・介護人材の確保・育成等、さらに経営基盤の強化を進めていく観点から、地域の福祉サービス事業者間の連携・協働のためのツールとして有効に活用されることが期待されています。

これまでは、規模の大きくない社会福祉法人が人的・資金的な課題を克服するためのスキームとして、「法人間連携」と「合併・事業譲渡」の仕組みが活用されてきました。これらの仕組みはそれぞれにメリット・デメリットがあり、今回制度化された社会福祉連携推進法人制度はこれらの中間にある制度といえます。

【社会福祉連携推進法人は何をする？】

社会福祉法ではその第11章第1節第127条（認定の基準）第1項において、社会福祉法人連携推進法人は

- ・社員の社会福祉に係る業務の連携を推進すること
- ・地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供すること
- ・社会福祉法人の経営基盤の強化に資すること

を主たる目的とすることとされています。具体的には以下の6つの業務のうちひとつ以上を実施することとされています。

- | | | |
|------------|----------|-----------|
| ① 地域福祉支援業務 | ③ 経営支援業務 | ⑤ 人材確保等業務 |
| ② 災害時支援業務 | ④ 貸付業務 | ⑥ 物資等供給業務 |

上記の業務のうち何を実施するかは定款に謳うことになります。注意すべきは、連携推進法人自身は社会福祉事業を行ってはならないとされている点です（一定の要件のもとで限られた範囲の社会福祉事業は認められる可能性はあります）。

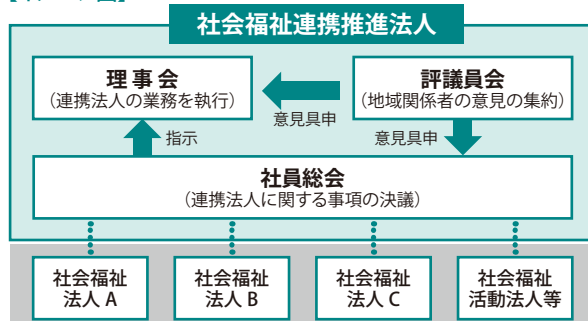
上記①～⑥の取組みを通して、以下のようなことが可能になると期待されています。

- ・法人の独立性を保ちつつ、法人間連携よりも強固な連携が可能となる（合併では法人の独立性が保たれない）。
- ・連携推進法人内の社員である貸付対象社会福祉連携推進法人に対して貸付が可能となる（社会福祉法人どうしの直接的な資金融通は現行制度では許されていない）。
- ・大きな経営課題となっている人材確保においても、共同採用や社員間の人事交流等が可能となる（法人間連携よりもさらに強力かつ広範囲に実施できる可能性が高くなる）。

社会福祉法人やNPO法人がそれぞれ社員となり、新たに法人を設立するイメージです。

あくまでも合併ではなく、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となります。制度としては開始されたばかりですが、当初の目的に沿った、効率的な事業運営がなされていくことを期待したいです。

【イメージ図】



本郷メディカルソリューションズ株式会社
Hongo Medical Solutions Co., Ltd



辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING